

事務所通信

Progress

一期一会
～進歩～

令和4年3月号 (広告)
2022年3月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第178号
発行担当者：平松和美

暖かな日差しが春の訪れを感じさせてくれる季節となりました。新型コロナウイルスの感染拡大はなかなか収まる気配がありませんが、長く自粛生活の中でさまざまな楽しみを見つけながら、過ごしたいものですね。

今回のテーマは令和4年税制改正大綱です。大綱には、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税などいくつかの項目に分かれています。法人課税の改正は以下の通りです。

- (1) 賃上げ促進税制 (大企業向け・中小企業向け)
- (2) 租税特別措置の不適用措置の見直し(大企業)
- (3) オープンイノベーション促進税制の拡充・延長
- (4) 5G導入促進税制の見直し・延長
- (5) 交際費等の損金不算入制度等の延長
- (6) 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し
- (7) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し
- (8) グループ通算制度の見直し

今回は(1)賃上げ促進税制と(7)少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直しについて確認します。

【 賃上げ促進税制 】 適用期間:令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度

〈大企業向け (資本金1億円超の企業など)〉

青色申告書を提出する法人が、継続雇用者の給与(給与等支給総額)が前年度比3%以上増加した場合に、雇用者全体の賃上げ(給与増加額)の15%、前年度比4%以上増加した場合には、給与増加額の25%の税額控除を受けることができます。また、教育訓練費等の人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が5%上乗せとなり、最大30%の税額控除を受けることができます。



【賃上げ要件】

継続雇用者^{※1}の給与等支給総額が
前年度比4%以上増加
⇒ 給与増加額の**25%税額控除**^{※2}

or

継続雇用者^{※1}の給与等支給総額が
前年度比3%以上増加
⇒ 給与増加額の**15%税額控除**^{※2}

ただし、資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の企業については、従業員や取引先などのマルチステークホルダーへの配慮についての方針(賃上げに関するものを含む)の公表が必要

【上乗せ要件：人的投資】

教育訓練費が
前年度比20%以上増加
⇒ さらに**税額控除率を5%上乗せ**^{※2}

+

※1 継続雇用者とは、当期及び前期の全期間の各月分の給与等支給がある雇用者。
※2 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

(経済産業省より)

〈中小企業向け (資本金1億円以下の企業など)〉

青色申告書を提出する中小企業者等が、雇用者全体の給与(給与等支給総額)が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%、前年度比2.5%以上増加した場合には、その増加額の30%の税額控除を受けることができます。また、教育訓練費等の人的投資の要件を満たした場合には税額控除が10%上乗せとなり、最大40%の税額控除を受けることができます。



【賃上げ要件】

雇用者全体の給与(給与等支給総額)が
前年度比2.5%以上
⇒ 給与増加額の**30%税額控除**[※]

or

雇用者全体の給与(給与等支給総額)が
前年度比1.5%以上
⇒ 給与増加額の**15%税額控除**[※]

【上乗せ要件：人的投資】

教育訓練費が
前年度比10%以上増加
⇒ さらに**税額控除率を10%上乗せ**[※]

+

※ 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

(経済産業省より)

【 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し 】

～ 令和4年4月1日以後に取得等する減価償却資産について適用～

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象資産から、**取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものが除外**されることとなりました。

また、中小企業者等の少額減価償却資産(30万円未満)の取得価額の損金算入の特例については、適用対象資産から**減価償却資産のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものを除外**し、適用期限が2年延長されます。

※一括償却資産(20万円未満)の損金算入制度についても、同様に貸付事業の用に供したものが除かれます。

背景

自らが行う事業で使用しない少額な資産を大量に取得し、その取得した資産を貸付けの用に供することにより、当期の損金に算入し、賃貸料・売却益を当期以降の複数年度の益金に算入することとする損金と益金の計上時期の相違を利用した節税スキームが増加傾向にありました。



(例)

- 工事現場の足場材料を購入して建築会社にレンタルする。
- ドローンを複数台購入して、ドローン操縦スクール用としてレンタルする。

↓

令和4年4月1日以後に取得した場合には・・・

即時償却はできず、耐用年数に応じた減価償却をすることとなります。

※主要な事業として行われるものは除きます。

【 電子帳簿保存法 】 電子取引データの保存について対応は進んでいますか？

電子帳簿保存法の改正により令和4年1月から義務化された電子取引の取引情報に係る電磁的記録(データ)の保存制度について、**令和5年12月31日まで**は、データ保存要件への対応が困難な事業者に対して実質的に**出力書面等による保存を容認する宥措措置**が講じられています。令和6年1月1日以後については、電子データの保存が必要となりますので、未対応の方は、この期間中に自社の保存方法について、確認、検討し対応してまいりましょう。

<Visionのご案内>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**
今月の開催日は**3月17日(木)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
3月17日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月11日(金)
4月14日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月8日(金)
5月12日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月6日(金)

※安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、ソーシャルディスタンス推進、スタッフの検温・体調管理を実施しています。

<3月のカレンダー>

10	木	*2月分源泉所得税・住民税の納付期限
15	火	*所得税・贈与税確定申告期限及び納期限(所得税は振替納税以外)
17	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
31	木	*個人消費税込確定申告期限(振替納税以外)
		*1月決算法人の確定申告及び納付期限
		*2月分社会保険料の納付期限
		*7月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の4・10月決算法人)
		*消費税(毎月納付1月分)の納付期限(年税額4,800万円超の法人)



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

